

第 3 回水道施設運営等事業の実施に関する検討会  
議事録

医薬・生活衛生局水道課

○日 時 平成 31 年 4 月 24 日(水) 9:00~12:00

○場 所 厚生労働省共用第 6 会議室

○出席者 委員（五十音順）

足立慎一郎委員、石井晴夫座長、高橋玲路委員、  
滝沢智委員、藤野珠枝委員、本多裕孝委員、與三本毅委員  
オブザーバー

坂本内閣府参事官、吉田国土交通省企画専門官  
厚生労働省

宮寄生活衛生・食品安全審議官、是澤水道課長、日置水道計画指導室長、  
林課長補佐、水野課長補佐、村上室長補佐、草川室長補佐、  
富田水道事業基盤強化専門官

○議事

- (1) 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（案）について
- (2) 水道事業における官民連携に関する手引き（改訂案）について
- (3) その他

○議事録

○草川室長補佐 それでは、定刻となりましたので、第 3 回「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、佐藤委員から御欠席の連絡があり、7 名の委員の皆様に御出席いただいております。

まず、配付資料を確認いたします。お手元には議事次第、資料 1、2、参考資料 1、2、名簿、座席表を配付しておりますので、不足等がございましたらお知らせ願います。

また、傍聴の皆様をお願いでございますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。これ以降の議事進行は石井座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石井座長 皆さん、おはようございます。第3回「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

前回までの御議論を踏まえまして、今日は素案の「素」が取れまして「案」としてお出しすることができました。本当にありがとうございます。

今日はまたさまざまな御議論をいただいて、最終のガイドライン、それから手引きの作成作業を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。今日は主に2つでございまして、ガイドラインと手引きでございます。

それでは、最初に(1)の「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン(案)」について、事務局から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○草川室長補佐 それでは資料1「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン(案)」を御説明いたします。本資料は、前回御議論いただきましたガイドラインの素案に対して、内容にかかわる修正をした箇所を見え消し形式で示したものでございます。

資料をおめくりいただきまして、6ページを御覧ください。「対象施設及び事業の内容」についてでございます。16行目ですが、これはPFI法の考え方となりますが「公共施設等運営権が、運営権を設定する時点で存在する『物』について設定するものであるため、新たな施設をつくり出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を全面除却し再整備するものは実施することができないこととされている」と修文しております。

8ページを御覧ください。6行目ですが、先ほどの箇所に関連いたしまして「水道施設の運営等」に関する確認事項といたしまして「③許可申請時において、水道施設運営権者による水道施設の増改築があらかじめ予定されている場合は、その施設の位置・時期・規模、実施主体、所有権の帰属が明確になっていること。なお、予定が明確でない増改築については、施設の規模、実施主体、所有権の帰属に関する水道事業者等と水道施設運営権者の間の協議方法が明確になっていること」としております。

9ページを御覧ください。「兼業」ですけれども、前回①の「事前に水道事業者等の承諾を得ることとしていること」としておりましたが、②と③を追加しております。まず、②が「当該事業が水道施設運営権者の経営に与える影響を可視化するため、水道施設運営等事業と区分して経理を管理すること」です。③が「水道事業者等が当該事業の実施状況についてモニタリングするため、水道施設運営権者が、水道事業者等に対し、当該事業の実施に係る計画書及び報告書を提出することとされ

ていること」としております。

10 ページを御覧ください。「水道施設運営権の存続期間」ですけれども、アセットマネジメントの定義を注釈という形で追記しております。

11 ページを御覧ください。「水道事業者等によるモニタリング」ですけれども、まず5行目に「水道施設運営権者にセルフモニタリングを実施させる」ことを追記。また、18行目ですけれども「モニタリングの実施体制」に追加する事項として「③事業実施期間において、水道事業者等によるモニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置が定められていること」と、そしてその措置の例といたしまして「研修等の実施や運営権者・他の水道事業者等に継続的に人員派遣を行うこと等」としております。

12 ページ、「モニタリングの実施頻度」のところに「臨時的なモニタリングについて定められていること」を追加しております。

13 ページ、「災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置」でございます。まず、前書きのところに昨年の水道法改正により追加されました水道法第39条の2の規定を追加しております。なお、その他の関係者に水道施設運営権者を含むことを記載しております。

続いて、21行目と25行目ですけれども、「応急給水又は被災した水道施設の復旧に係る業務」と修文をしております。

また、28行目ですが「他の水道事業者等及び水道関係団体と連携しつつ」と修文をしております。

14 ページを御覧ください。「業務の内容・対応手順」に「業務の内容に災害時を想定した訓練の実施等を含むこと」と追記しております。

「費用分担」について、前回の検討会では①の「水道事業者等と水道施設運営権者の費用分担が明確に定められていること」としておりましたが、②を追加し、「水道施設運営権者に与えられた運営の自由度の条件等に応じて、以下のとおり負担することとされていること」「水道施設運営権者の合理的な経営努力を以て負担することができるものは、原則として水道施設運営権者」「被害が大規模で事業運営へ多大な影響がある等、水道施設運営権者が合理的な経営努力を行ってもなお負担しきれないと考えられるもの（水道事業者等が予め指定する保険により対応可能なものを除く）は、原則として水道事業者等」としております。

15 ページを御覧ください。「水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置」でございます。前書きのところ、6行目からですが「そして、経営難や要求水準の未達状態が継続するなどの事象が発生した場合には、水道施設運営権者に対して必要な対応をとることを求めた上で、改善勧告等の措置を講ずることになる。なお、大災害等の予期せぬ事態が生じた場合には、必要に応じて、利用料金や要求水準等の経営条件の見直し等を行うことで持続可能な事業環境を再構築することも考えられる」としております。

18 ページを御覧ください。「契約終了時の措置」ですけれども、9行目で、引き継ぎ時の確認事項の1つとして「施設の健全度など施設の状況」を追加しております。

24 ページ以降は、申請書等の記載事項について説明した箇所です。これまで御説明した内容を申請書の記載事項にも反映する修正をしています。

説明は以上です。

○石井座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問や御意見等を賜りたいと思います。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 おはようございます。日本水道協会の本多でございます。

今回の資料を拝見しましたところ、これまで検討会で審議された内容だけでなく、事務局に要望させていただいた内容が反映されており、ありがとうございます。

本日も何点か意見を述べさせていただきたいと思いますが、その前に1点確認をさせていただきたいと思います。今、ガイドラインの説明がありましたが、ガイドラインと手引き双方に共通する意見がございますので、それについては、この後、手引きの説明が終わった後にまとめて発言をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、ガイドラインについて何点か確認をさせていただきたいと思います。まず、7ページの図2-1「水道施設運営権者が実施可能な業務」におけるオレンジ色で示されている「水道事業の全体方針の決定・全体管理」についてでございます。

図中の最後に記載されている「等」には災害時における国、都道府県、他の水道事業者等及び水道関係者など他団体との調整が含まれているという理解でよろしいか。もし、含まれているということであれば、図中に水道事業者が必ず行う主な業務として、危機管理等の最終責任と災害時における関係団体との調整の2つを明記していただければと思います。

次に18ページで「契約終了時の措置」についてです。3行目から安定給水を確保する観点から、そのための体制等を整備しておく必要があると記載されていますが、それ以降の確認事項だけでは、どのような体制を整備するかが判然としておりません。確かにコンセッション方式による契約が終了する時期は、契約状況によって20年後、30年後と大きく異なることが予想されます。

また、契約終了時にコンセッションから直営に戻すのか、もしくは再契約を締結するかによって、その組織体制を想定することは困難であるとも考えられます。しかし、給水を受ける需用者側の視点から考えた場合、水道事業者側に求められることは20年後、30年後であっても安定した給水が継続されていなければなりません。

したがいまして、契約終了時にも安定給水の継続を確保するため、18 ページ7 行目からの確認事項については、例えば契約終了時における体制などを記載していただければと思います。

なお、この件につきましては 34 ページの「契約終了時の措置」も同様の対応をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○石井座長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうから、お答えをお願いします。

○草川室長補佐 まず1つ目の点ですけれども、災害時の水道事業者の役割については、14 ページにございますとおり「水道事業者等は、重要な意思決定や他の水道事業者等との相互応援に係る外部関係者との連絡調整を行うこと」としておりました、これは水道事業者に実施していただく必要がある業務と考えております。

また、図2-1の赤の点線の枠で、水道施設運営権者が実施可能な範囲の業務として危機管理に関する業務を示しておりますけれども、これは個々の事業ごとに実施契約によって、水道事業者がするのか、運営権者がするのか、決めていくものでございますので、水道事業者がこの業務を実施することもございます。

御指摘の点につきましては、この図の中でどのように対応できるか、事務局にて検討したいと考えております。

続きまして、2つ目の「契約終了時の措置」に契約終了時の体制を記載するという御意見ですが、本多委員が御指摘のとおり、コンセッション事業は事業期間が長期間にわたることもございまして、事業開始時に事業終了後、直営にするのか、再度コンセッション事業をするのか、水道事業者が意思決定するのは困難な一面があると思います。御意見を踏まえまして、どのように対応が可能か検討したいと思っております。

以上です。

○石井座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○本多委員 はい。

○石井座長 本多委員の第1番目のところは、7 ページの図2-1の上のオレンジのところに入らないかということですよ。

○本多委員 はい。

○石井座長 また、事務局と検討します。

○本多委員 この件については、緑の部分に「危機管理」と記載されておりますが、この危機管理についても当然のことながら水道事業者が行わなければならない業務です。したがって、その文言をオレンジの中にも記載していただきたいということで質問させていただきました。

○石井座長 あと、先ほど草川室長補佐からも御説明がありましたが、今回、13ページの28行目に「他の水道事業者等及び水道関係団体」と、前回の本多委員の御指摘も受けて、ここでしっかりオールジャパンで取り組みましようということを経済局の方でも非常に思いを強くして入れさせていただきました。

その後のページの、先ほどの18ページの組織体制から、34ページの契約終了時の措置といったところにもみんな関係してきますので、なかなか明確にできないところも、将来20年後、あるいはそれ以上のことはなかなかわからないですから、そういうところはみんなで協力しながらコラボで考えましようというニュアンスを埋め込んだと思います。また、よく検討しますので、よろしく願います。

ほかにはいかがでございましょうか。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 21ページの料金のところですが、確認が2点あります。

1つは22ページの(2)の※の事業報酬のところですが、手引きの46ページに既に別途取り上げられてはいるのですが、利用料金は民間企業の運営権者が受け取るものなので「事業報酬とは」というところが、公共団体がもらう利息と資産維持費の合計額に相当するものと書いてあるけれども、多分、ここは民間企業として事業報酬とは何ですかということが示されないと、ちょっとわかりにくいのかなと思うので、手引きの記載と合わせていただくのがいいのかなと思っております。

もう一点なのですが、この2.2の利用料金の適法性の確認は、運営権の契約は期間が長くて、当然料金改定の話なども入ってくるわけですが、最初に始まるときの料金だけチェックするよりは、その後の改定の仕組みが余り変なものではないことについても、基本的に一定のチェックはされる想定になるのでしょうかということの確認です。それを教えてください。

○石井座長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

○富田専門官 御指摘ありがとうございます。

まず、22ページ目の※の書きぶりについては、手引きのほうと合うように検討させていただきますと思います。また、料金改定が想定されるだろうということですが、これについては、22ページ目の(3)において「定期的な見直し」を求

めていきたいと考えておりました、こちらのほうで実態に合った料金となるような仕組みになっているかを確認していきたいと考えております。

○石井座長 ありがとうございます。富田専門官、ここは事業報酬のところを唐突に「地方公共団体が」と書いてしまっているから、運営権者が受けたときには、前にもいろいろ議論があったのですけれども、ROA でやっても、WACC でやってもそういう最適な、要するに利用料金の算定モデルといったものもつけ加えておいたほうがいいのかもわかりません。また、これも検討の程、よろしく願います。

滝沢委員、どうぞお願いします。

○滝沢委員 モニタリングのところなのですけれども、11 ページにありまして、また、手引きのほうは 31 ページになっています。モニタリングの記載事項はこれでよろしいかなと思うのですが、1 点気になるのは、モニタリングをして、例えばその結果、是正すべきような事項が見つかったときに、どういう原因でそういうのが発生して、どちらの責任でどう是正するのかが、現場ではもめやすい点ではないかと思えます。

ガイドラインのほうを見ますと、ここは水道事業者によるモニタリングについて記載する事項なので、このようにモニタリングしてくださいと書いてあるのでもいいのかなと思うのですが、できることならば、事前にモニタリング等で是正すべきような、あるいは修正・改善すべきような点があったときに、委託者と受託者がどういう形で是正についての手続ないし、話し合いないし、手段をとるのか、可能な限り事前に決められていたほうが、受託者と委託者の間で、どういう手続・段取りでそれに対応するのかもめずに済むというのか、ルールがある程度明らかになっていて好ましいのかなとも思います。

それはこのガイドラインに書くべきことではなくて、あるいは手引きのほうにも書けることなのかなとも思うのですが、現状で見ると、ガイドラインと手引きは全く同じ文面になっています。モニタリングの項目だから同じ文面でいいのですと言われればそうかもしれませんが、手引きについて、ガイドラインに書く項目だけではなくて、こういう点に留意したほうがいいですよということも含めて、もし書いていただければ、開始する前にそういった点についてもあらかじめ可能な限り明らかにしておいたほうがいいのではないかという気がいたします。手引きの話はこの後やられるかと思うのですが、ちょっとその点が気になります。

○石井座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○是澤課長 御指摘ありがとうございます。

ちょっと検討させていただけたらと思いますが、基本的な考え方として、できる

限りシンプルに整理をしようと考えておりました、そういう意味で手引きの内容とガイドラインの内容、ガイドラインでチェックする事項については、基本同じ内容とした上で、どうしても書き切れないものがあれば、それは当然手引きのほうにだけ書くという記載にしたいと思っております。

委員に御指摘いただいた点につきましては、よく検討させていただきますけれども、直感的にここに加えればいいかなと思いましたが2.1の「事業の計画が確実かつ合理的であること」という合理性を審査する際の観点として、そういう要求水準に合わないような事態が生じた場合の責任のとり方と言いましょいか、対応の仕方がきちんと定められていることをチェックするとすれば、うまく書けるのではないかと、一度書いてみて検討させていただけたらと思っております。

○滝沢委員 よろしく御検討ください。

○石井座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。足立委員、お願いします。

○足立委員 検討会での議論なども踏まえて精力的に案を作成いただきまして、ありがとうございます。

細かい点も含めて2、3点ですが、まず、19 ページ目の運営権者の適格性についてです。水道事業に当然限ったことではないのですが、最近本当にいろいろな場面で人手不足の問題がものすごく深刻で、かなり構造的な問題かなと感じております。そういったことにも鑑みて、もしかしたら専門的能力などのところで概念上は読めるのかもしれませんが、「人員確保の確実性」についてもしっかり重要な観点としてチェックする、ということ発信していただくのも重要ではないかと思われました。

それから、同じページの中で(1)の参加資格要件や財務状況に関連してですが、SPCの構成企業自身だけではなくて、場合によっては親会社とか親会社グループとも含めてしっかり連結状況でどうなっているのか確認しなければいけない場面も結構出てきますので、その辺も、むしろ手引きのほうかもしれませんけれども、記載いただいたほうがいいのかなと思います。

もう一点、ちょっと細くなるかもしれませんが、31 ページ目に「経常収支の概算」を記載例で書いていただいているのですが、できればやはり算出根拠の欄なども設けていただいて、それが内容の適格性を判断する基礎になる、ということ発信していただくべきではないかと思われました。

あと、同じページの計画財務諸表についてですが、上工下水全9事業のコンセッションを予定されている宮城県のように、対象事業が複数ある場合の取り扱いをどうするか、事業ごとに作成したほうがいいのかとか、原則を示すべきではないかと

思います。ただ、P/L、B/Sのうち、B/Sは事業ごとの作成にかなり難儀する可能性があったりちょっと悩ましいところもあると思うので、その辺の考え方も一度整理して、より具体的に記載いただいたほうがいいのかとも思います。

以上でございます。

○石井座長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうからお答えをお願いいたします。

○冨田専門官 御指摘ありがとうございます。

まず、19ページの適格性に関しまして、人員確保の確実性に関しましては、こちらのほうは御意見を踏まえまして、どのような対応が可能かどうか検討してまいりたいと思います。

また、財務状況に関して構成企業だけでなく、連結に関しても見るべきではないかということも、ごもっともな御指摘だと思いますので検討してまいりたいと考えております。

また、31ページの提出資料の算出根拠に関しても、より明確になるようにしてまいりたいと思います。

あと、複数事業の書類に関してはどうなのかということなのですが、こちらのほうはあくまでも水道事業ですので、まず水道事業に関して提出していただきたいのですが、B/Sに関しておっしゃるとおり分けることは厳しいということがありますので、そういったときにどのような対応になるかもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○石井座長 よろしいでしょうか。

○足立委員 はい。

○石井座長 ありがとうございます。

原則は、法令に基づく許可の対象事業ごとに経常収支の試算を出してもらうことが可能であれば、その中身については全体で出るものと配分できるものと両方になります。その辺は事業ごとの審査になると思っておりますので、よろしく願います。

ほかにございますでしょうか。與三本委員、お願いします。

○與三本委員 協会のほうからの意見を反映していただきまして、ありがとうございます。

先ほど、足立委員からもお話のありました適格性のところはそのような形で「ヒ

ト・モノ・カネ」の部分が十分にカバーされる形がいいと思っております。

1点だけ確認でございます。18 ページ目の「契約終了時の措置」ですけれども、この時期をいつごろするのか。業者選定により運営等事業者が、変わる、変わらないということもあります。そういった場合に終了という形を想定すると、最終年度では絶対に間に合わないと思います。その辺は対象事業によって時期が違うと思いますので、この中でいつごろやるのか決めていただけるような書きぶりがよろしいかなと思います。

以上でございます。

○石井座長 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○草川室長補佐 御意見を踏まえまして、記載ぶりについて検討してまいります。

○石井座長 ありがとうございます。藤野委員、よろしいですか。

○藤野委員 大丈夫です。手引き改訂案のほうで発言させていただきます。

○石井座長 ありがとうございます。

それでは、もう一つ手引きがございます。ガイドラインと手引きは非常に密接に関係しておりますので、(2)の「水道事業における官民連携に関する手引き(改訂案)」について、事務局から御説明をいただいた後、また全体討議をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、御説明申し上げます。

○草川室長補佐 それでは、資料2「水道事業における官民連携に関する手引き(改訂案)」を御説明いたします。

まず1ページ、全体的な「改訂方針(案)」でございますけれども、現行の水道事業における官民連携に関する手引きでは「第IV編PFI導入の検討」といたしまして、PFIの導入を検討する際の検討手法等の解説を中心とし、これにコンセッション方式特有の留意事項等を追記する構成としておりますけれども、これまでの御議論を踏まえまして、新たにコンセッション方式のみを対象とした「第V編コンセッション導入の検討」を策定することとしてはどうかと考えております。

2ページを御覧ください。こちらが改訂後の新たに策定します「第V編コンセッション導入の検討」の目次案でございます。構成は1と2の2つに分かれておまして、1が「本編の狙いと構成」として「コンセッション方式の概要」等についてまとめたものでございます。これは今回新しく作成したものでございます。そして、2の「コンセッション方式における検討内容」につきましては、「コンセッション方式導入における検討事項」であるとか「導入・実施手順」ということで、これは前

回御審議いただいたものでございます。今回は前回御審議いただいたものに対する主な修正を見え消し形式で示したものをお配りしております。

それでは1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。本編の「策定の経緯」でございますけれども、本編は水道事業者等がコンセッション方式を導入するに当たり、事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等について、実務的な解説を行うことを目的として策定したものであるとしております。

5ページを御覧ください。「コンセッション方式の概要」についてでございます。9行目から、平成23年のPFI法改正時に水道事業において実施可能であった民間事業型について説明をしており、水道事業等においてコンセッション方式を導入する場合は、経営主体を水道事業等の運営等を行おうとする運営権者とし、運営権者が水道法に基づく水道事業経営の認可を取得した上で実施することなどを記載しております。図V-1-1にその概念図を示しております。

6ページを御覧ください。昨年12月の水道法改正で導入されました地方公共団体事業型の解説をしておりまして、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組み等を記載しております。この概念を図V-1-2に示しております。先ほどの図V-1-1との大きな違いとしては、水道事業の枠の中に、民間事業型は民間事業者のみが入っておりますけれども、地方公共団体事業型では、公的主体がいるところでございます。

13行目からですが、コンセッション方式は地方公共団体がその施設の所有権を有するもので、あらかじめ定めた条件のもとで、民間に運営を任せて効率化を図るものであることから、いわゆる民営化とは異なるなどの説明を記載させていただいております。

7ページを御覧ください。コンセッション方式は、VFMで導入の効果を評価して、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方公共団体が議会の議決を経て、地方公共団体の判断で導入するものであると、あらためてここで記載をさせていただいております。

また、7行目からでございますけれども、経営基盤が脆弱で独立採算による事業運営が難しいような小規模な水道事業者等において、コンセッション事業が実施できるのかでございますけれども、事業の効率化を図る手段としてコンセッション方式を導入できる可能性があるとして、例といたしまして、官民連携を通じた実質的広域化スキームとして提案されている内容を紹介させていただいております。

8ページを御覧ください。「コンセッション方式の導入により期待される効果」として、コンセッション方式を導入することにより、民間企業の技術経営ノウハウ及び人材の活用を通じて、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道の基盤の強化に資することが期待されるとしております。

そして「水道事業者等にとっての効果」といたしまして「事業運営の改善」であ

るとか「人材確保・育成、技術の承継」「財政負担の軽減」といった記載をしております。

また、9 ページですけれども「水道の需用者の方にとっての効果」を記載させていただいております。また、民間企業についても記載しております。

10 ページでございますけれども、「一方」といたしまして、コンセッション方式の導入については、水道水の安全性の確保であるとか、水道料金の高騰、民間事業者への適切な監督、災害時の適切な対応等について懸念する御意見もございますので、それら懸念への対応を記載させていただいております。

11 ページを御覧ください。「コンセッション方式における検討内容」でございます。5 行目からのなお書きですけれども、コンセッション方式については内閣府が、水道に限らずいろいろな分野に共通するものとして「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」など6つのガイドラインを策定していますので、これらについては水道事業者等がコンセッション方式の導入について検討する際にも参考となり得るということで、紹介をさせていただいております。

続きまして、12 ページの17 行目からですけれども、これは地方公共団体事業型の解説を充実させていただいております。内容は先ほど御説明した内容と重複しますので割愛させていただきます。

続きまして、18 ページを御覧ください。「新設工事及び施設等の全面除却を伴う再整備の考え方」について解説をしております。ここは内閣府が示しております「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」において考え方が示されているところでございます。

22 行目ではありますが、施設の運営のため必要な一定の範囲において、施設の増改築部分にも既存の運営権を及ぼすことはPFI 法上許容されていると解されるとしております。

29 行目ですけれども、水道事業等においては「A市水道事業が所有する水道施設一式」であるとか「B市水道事業が所有する浄水施設一式」などの形で水道施設の総体として運営権設定を行った場合、更新はもちろん管路や浄水施設等の増改築等を実施した場合にも、これらの管路や浄水施設等について設定した運営権を及ぼすことが可能としております。

25 ページを御覧ください。リスク分担表の中の「物価変動」についてでございますけれども「例えば95%範囲の上限・下限から外れた年度を『著しい物価変動』とみなすなど」と記述しておりましたけれども、この部分は削除させていただきまして、後ほど49 ページで御説明いたしますが、そこでより詳しく説明することにしております。

34 ページを御覧ください。水道事業者等によるモニタリングの参考といたしまして「測定指標の設定の考え方」を示しておりますが、今回のモニタリングでは基盤強化の状況もモニタリングすることとしておりますので、基盤強化に係る指標の設

定に当たっては、後ろの「水道の基盤の強化」のところを参照されたいとしています。ここではバランススコアカードなどを紹介させていただいております。

37 ページでございますけれども、「災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置」の参考といたしまして、浜松市の下水道のコンセプション事業での費用分担の考え方を一例として記載させていただいております。

40 ページを御覧ください。「水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置」の参考でございますけれども、運営権者が履行期間中の協力義務の例といたしまして、浜松市の下水道のコンセプション事業と、神戸空港のコンセプション事業の実施契約書の事例を御紹介させていただいております。

49 ページを御覧ください。「利用料金」ですけれども、リスク分担表の中から削除した「著しい物価変動の定義（例）」について、注釈を追加しております。一定割合以上の「著しい物価変動」は地域の実情に応じて定義する必要がありますが、例えば国内企業物価指数の過去の変動率を算出し、その数値が正規分布に従っていると仮定した場合に、平均値を中心に任意の範囲の上限・下限から外れた年度において「(効率化努力の及ばない) 著しい物価変動」が生じたとみなすなどの方法が考えられるとしております。

また、その下のグラフでは80%、90%、95%と3つの例を挙げて示しております。

53 ページを御覧ください。VFMの解説ですけれども、これは最新の内閣府の公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインの記載に合わせまして「NPV」と「NPV’」の比較により、VFMの有無を判断するのが望ましい旨を記載しております。

54 ページ、「運営権対価の支払い方法」についてでございます。契約時一括または分割での支払いの選択に当たっては、水道の基盤の強化における水道事業等の健全な経営の確保に関する効果について、運営権対価の活用方法の検討結果を踏まえた上で、各支払い方法の特徴を考慮して検討することが望ましいといたしまして、表の中で「契約時一括払い」と「分割払い」のメリット・デメリットを整理して記載しております。

続きまして「運営権対価の使途」でございますけれども、水道事業者等は運営権対価を、例えば自ら担う業務に要する費用や企業債の償還に企てることが考えられ、これによって将来の料金上昇幅を抑えることや、事業に係る一般会計操出金の削減に寄与することが期待できると追記をしております。

続きまして、56 ページ(2)の「契約解除」でございます。前回は水道事業者の帰責事由による場合の損失の補償について、内閣府のガイドラインで示されている内容などを記載させていただいたところでございますけれども、今回はそれ以外に運営権者の帰責事由による場合であるとか、不可抗力や法令変更の場合について、記載を充実させていただいております。内容につきましては、内閣府の契約に関するガイドラインなどから引用したものでございます。

続きまして、58 ページの「消火栓」でございます。消火栓については、水道法第 24 条第 1 項に消火栓の設置義務については記載がありますがけれども、水道施設運営権を設定する場合にも、従来と同じくこれは水道事業者にあるものとされております。

一方で運営権者が実施する業務との事前の調整等が必要になることが考えられますので、法令上の義務や料金の支払い等について整理して記載をさせていただいております。

続きまして、64 ページ以降が「コンセッション方式の導入・実施手順」で、主には参考となる条文を追加するであるとか、事例の追加等をしております。77 ページを御覧ください。先ほど石井座長からもお話しいただいたところでございますけれども、水道施設運営権はあくまで水道法第 6 条第 2 項に基づき水道事業等の経営の認可を受けた地方公共団体である水道事業者等が設定するものでございますので、同一の地方公共団体が複数の事業認可を受けており、それらの複数の水道事業者等が所有する水道施設にまとめて一の公共施設等運営権を設定する場合、水道事業等の経営の認可ごとに水道施設運営権の設定の許可を受けていただく必要があるとしております。

続きまして、78 ページでございます。PFI 法の規定に基づく公共施設等運営権登録簿についてでございます。前回の検討会で宮城県から運営権登録簿の記載事項によって、運営権事業の更新やダウンサイジングの妨げになることのないようにしてほしいとございましたが、7 行目からですけれども、運営権ガイドラインにおいては「登録簿の運営等の内容には、第三者が事業内容を特定できる程度の事項を記載することが必要と考えられるが、施設の運営等の内容の変更により、登録事項に変更が生じる場合においては、運営権の同一性を維持できず、新たな運営権の設定が必要な場合もあり得る」とされている。一方、水道施設運営等事業においては、水道施設を構成する多数の施設に対して運営権を設定することが想定されるが、事業開始後の状況変更に伴うダウンサイジング等による一部施設の更新等により、都度、新たな運営権を設定することは現実的でない。そのため、登録簿の記載にあたっては、水道施設を構成する個々の施設を特定して登録するのではなく、総体としての水道施設の名称及び立地を特定しつつ、必要に応じ包括的に登録することも考えられる。その場合の記載例を「水道施設の全部に運営権を設定する場合」は「公共施設等の名称」が「市の水道事業が所有する水道施設一式」、「公共施設等の立地」が「以下の区域に立地する水道施設一式」としてこの自治体の名前、もしくはその一部、また「水道施設の一部に運営権を設定する場合」については、その名称を「〇〇市水道事業が所有する浄水施設一式」「〇〇市水道事業が所有する配水施設一式（管路を除く）」、立地として、記載のとおり示しております。

なお、登録簿の記載に当たっては、これは PFI 法の手続となりますので、内閣府と十分に協議・調整を行うことが望ましいとしております。

続きまして、81 ページを御覧ください。コンセッション事業の開始時には水道法に基づく届出が必要であることを記載しております。

続きまして、82 ページですけれども、2として、水道施設運営等事業の業務開始時には、公共から運営権者へ業務の引き継ぎを行う必要がございますので、その際の留意事項としては、2.1.2.8の契約終了時の措置が参考になるとしております。

また、3ですけれども、モニタリングの結果、要求水準未達等の事態が明らかになる場合、PFI 法第 28 条に基づきまして、運営権者に対して業務・経理の状況に関する報告を求め、実地調査、必要な指示等を行うとさせていただいております。

その他、参考条文等を追加させていただいております。

説明は以上になります。

○石井座長 どうもありがとうございました。

今、この改訂案について草川室長補佐から詳細な御説明をいただきました。改訂前は1ページにありますようにブルーのところでしたけれども、それを2ページのところで「第V編コンセッション導入の検討」として、これだけのものを今回の手引きの改訂案の中には入れるということですから、かなり分厚い手引書になると思っております。

それでは、本多委員からよろしく申し上げます。

○本多委員 最初に、冒頭でもお話ししましたけれども、ガイドラインと手引きの双方に共通する質問をさせていただきたいと思えます。

ガイドライン6ページの「2.1.1. 対象施設及び事業の内容」の17行目が、前回資料では運営権を設定した水道施設が一時的であっても全て除却されるような全面更新（全ての施設を一旦除去し再整備）と記述されているものが、新たな施設をつくり出すこと、いわゆる新設工事及び施設などを全面除却し再整備するものは実施することができないと修正されており、一読しますと、施設の統廃合に伴う施設の廃止・新設は困難であるようにも読み取れます。

一方で、手引きの18ページの30～32行目では、水道施設の総体として運営権の設定を行った場合には、更新はもちろん管路や浄水施設等の増改築等を実施した場合においても、これらの管路や浄水施設等について、設定した運営権を及ぼすことが可能としております。

また、78ページの登録簿の記載例でも、同様の考え方から水道施設一式と例示がされております。これらはコンセッションを導入する際、対象となる水道施設の総体を一式として運営権を設定することにより、施設の統廃合に伴う施設の廃止及び新設については施設の増設と一部除却と解し、運営権の同一性が保たれるという理解でよろしいのか。

もし、その理解のとおりであれば、その旨の説明をガイドラインの中に注記する。

例えばガイドラインの6ページ17行以降に、手引き18ページの29行目の「水道事業等においては」から32行目の「設定した運営権を及ぼすことが可能である」の一文を追記するなどの対応をお願いしたいと思います。

あわせて、施設の統廃合に伴う施設の廃止・新設の例として、19ページにポンプ場の廃止例に加え、例えばA浄水場とB浄水場を廃止し、C浄水場を新設するような統廃合の例も記載していただければと思います。

次に69ページの2行目から、運営権に係る「土地の賃貸借の考え方」が示されております。この賃貸借について5行目では、運営権者が第三者に公共施設を貸し付ける場合には、権原が必要になるとあります。そこで、運営権者に対し第三者から水道施設に係る土地の賃貸借や使用許可の申し出があった場合、運営権者の判断で対応が可能なのか。もし可能であれば、どのような方法で対応できるのかを整理し、追記していただければと思います。

続きまして、73ページの「民間事業者の募集、評価、選定」の4では、WTOの政府調達に関する内容が記載されております。74ページの18行目でその内容の詳細が記載されているところでありますけれども、これまでの手引きにおける記載の流れから唐突な印象を受けますので、他の記載内容を踏襲して説明や根拠条文を記載していただきますことをお願いしたいと思います。

また、確認ですが、74ページの19行目において「コンセッション方式で行う維持管理等に係る更新工事については、WTOの政府調達に関する協定の適用は受けない」と記載されております。これは、例えば浄水場の運転管理など、また、水道料金の徴収業務委託などについてもコンセッション契約で一括して発注された場合、WTO政府調達に関する協定の適用は受けないと記載されており、WTO政府調達に関する協定の適用外と判断してよろしいのか伺います。

最後に、82ページの「事業実施期間中の留意事項」では、コンセッション事業が実施された場合の実施期間中における留意事項についてまとめられております。さまざまな留意事項がある中でかなり実務的な意見となりますが、コンセッション事業に伴う運営権対価については、初めて公営企業会計で対応するものでございます。

水道事業者が適正な会計処理を確保するためには、これまでの企業会計では事例のない項目や仕分けの考え方など、留意する点など、公営企業会計に関する会計処理方法について記載をしていただければ、コンセッションの導入を検討する事業体の一助になるのではないかと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○石井座長 ありがとうございます。それでは、事務局からお答えをお願いいたします。

○村上室長補佐 御質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

4つのご質問をいただいたと思いますが、私からは、総体に係る運営権の増改築の件と、土地の賃貸借という件の考え方についてお答えさせていただきます。

まず、最初の総体に運営権を設定した場合の施設の統廃合ですけれども、これはおっしゃるとおり水道施設の総体に運営権を設定した場合には、一部の施設の統廃合につきましては、総体全体の一部の増改築という形で捉えることができますので、実施可能でございます。先ほどおっしゃいましたA浄水場とB浄水場を廃止し、C浄水場を新設するようなことにつきましても、総体の中で行う部分的な施設の増改築と捉えることができる場合につきましては、当然これも実施できるものと考えてございます。

ただ、やはり原理・原則としまして、PFI法の中では新設工事は実施できないと明記されているのも事実でございますので、全ての新設工事ができるものではないと考えております。実際の場合においては、特に大規模工事などにおきましては、やはり個別事案ごとに適宜検討が必要になってくるものと考えています。

つきまして、個別の事案を手引きに記載してはどうかとのご意見がございましたが、そういう形ではなくて、現行の手引きの記載に基づいて、都度、検討協議する等、対応いただければと考えていますが、どこまで書けるかも含めまして検討させていただければと思います。

2つ目の土地の賃貸借の話ですけれども、これにつきましては、恐らく行政財産の使用許可、また、貸付という形になるのではないかと考えられます。その場合、当然、所有者は水道事業者になりますので、運営権者の判断だけで対応することはできないだろうと考えます。これにつきましても、実際の許可に当たっては、やはりさまざまな使用目的、例えば、自販機を置く等いろいろあると思います。そのため、これも手引きにおいて、一律に方法や対応を記載するのは難しいものと思いますので、都度、適切に検討協議して対応していただくものと考えます。

最初の2点については以上でございます。

○石井座長 坂本参事官、お願いします。

○坂本参事官 1点目のところで、村上室長補佐から大分話があったので、若干の補足だけさせていただきます。まず、このガイドラインの6ページと手引きの18ページはいずれも書いてあることは正しいです。どちらにどう書くかは、水道のガイドラインと手引きなので、そこは私たちが作成した全体に係るコンセッションのガイドラインに矛盾していなければ、水道課で適宜やっていただく話であると思います。

少し補足すると、原則は6ページです。この「新たな施設を作り出す」といういわゆる新設、それから、施設を全部なくして再整備するのはできないのが原則です。これは水道に限らず空港や、ほかのコンセッションをやっている施設がありますけ

れども、全てに共通ですが、手引きの 18 ページに移っていただきたいと思います。

これは私たちの運営権ガイドラインにも書いてありますが、この総体として 18 ページの 24 行目からですが「どの程度の増改築について既存の運営権を及ぼさせるかは、具体的には管理者等が個別に判断すべき事項と考えられるが、運営権ガイドラインでは、『水道施設の総体に運営権を設定した際、『管路や浄水施設等の増改築を実施した場合には、これらの管路や浄水施設等についても、既存の運営権を及ぼすことが可能であると考えられる』』」ということです。

これは、水道はまさにポンプ場 1 つだけで水道事業ができるわけではないので、それは水道のプロではない私でもわかります。水道は御案内のとおり、水を取ってきて浄水場とかポンプ場で、当然水道管で水を送って、それで下ったらポンプ場でくみ上げて、またさらに流して行って、送配水という流れがあると思います。

先ほど村上室長補佐からもありましたけれども、A 浄水場と B 浄水場を廃止し、C 浄水場を新設するとか、これについては前回も申し上げましたけれども、何でもできるということではないので、そこは個別の施設を見る必要があります。

例えば宮城県のケースで言えば、浄水場がこの場所に 5 つぐらいありますと、その中でこの浄水場を廃止しますといったときに、当然給水区域は変わらないことになるでしょうから、廃止する浄水場で供給されてきたところが、既存の管路だけでは高低差があって水が届かないことも当然あるでしょうから、そのかわりにポンプ場を 1 つつくりますとか、そういうのを個別に見させていただきます。

これは宮城県からも御相談いただいているので、そのあたりは御説明してきています。前回いろいろ御要望もいただきましたので、現行の PFI 法の制度のガイドラインも含めてですけれども、その範囲内で我々是可以ることをやっていきたいということで、ポンプ場の例は書かせていただきました。ただ、場所がどこにあるかもわからずに A 浄水場、B 浄水場を廃止して、新たに C 浄水場をつくるとか、そういうことまでは御勘弁いただけないかというところなんです。それが 1 点目です。

それから、WTO の話が出たのですけれども、WTO について責任を持って答えられるところは外務省です。私が聞いている範囲で、当然責任を持って答えられないので、外務省から聞いた一般論として申し上げますと、WTO が適用になるそれぞれの国内法があるのですけれども、その国内法が適用になる時点が、コンセッション制度を行う PFI 法改正の前の PFI 法になっているので、そのコンセッションは WTO の適用になっていないのです。

一方で、いろいろな形態があると思いますので、コンセッションだけではなく、いろいろな事業を組み合わせ、それを運営権の中に入れるのか、あるいは別途それは委託するのとか、いろいろなケースがあると思います。そこは外務省経済局を御紹介しますので、個別にどこまで書いていいか水道課で御相談いただいた上で、どこまで書けるか検討したほうがいいと思います。

以上です。

○石井座長 ありがとうございます。今、WTOの話はありましたから、あとは補足です。

○草川室長補佐 WTOについては、先ほど坂本参事官から御指摘がありましたとおり、関係省庁との調整が必要になる事項でございます。事務局にて検討してまいりたいと考えております。

○冨田専門官 続きまして、一番最後に御指摘をいただきました運営権対価の会計処理につきましても、こちらの留意点の記載について、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

○石井座長 ありがとうございます。これは前に資本の部の中に計上させるとか、そういうところの議論がありましたね。具体的にはまだそれは決まってないですか。運営権対価の財務諸表上の配置です。これは税法の関係もあると思います。

○冨田専門官 地方公営企業会計に関しては、総務省の管轄ですので、こちらも関係省庁と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

○石井座長 これもまた調整させていただきます。本多委員、いかがですか。

○本多委員 先ほど、内閣府の坂本参事官からお答えがあったのですが、宮城県に前回ヒアリングをしたときにダウンサイジングの話が出ました。この協議についても内閣府と実際に今進めているということですが、単純にお聞きしますと、宮城県の場合はどのような判断をされるのですか。ダウンサイジングを認めるということでしょうか。

○坂本参事官 それはわかりません。そういう可能性があるということで、それがあると制度的にコンセッションそのもの、例えば20年というのができなくなってしまうのではないかという懸念を、始める前につぶしておきたいというお考えだったと思います。仮に浄水場を減らして、かわりにポンプ場をつくるとか、そういうことがあった場合にどう整理するかは、あらかじめやっておく必要があるだろうということで、我々も検討させていただいて、それをお答えしました。ただ、どうするかという判断は、宮城県の御判断なので私にはわかりません。

○本多委員 そうであれば、今後給水量がどんどん減少してくるとなると、当然現状の施設では供給過多が考えられると思います。これは全国一律ほとんどの地域が

そのようになると思うのですけれども、その際にダウンサイジングの概念を入れておかないと、登録後にそういうものをいちいち直したりする手間があって非常に使い勝手の悪いものになるという気がいたします。であれば、将来的なことを見据えて、ダウンサイジングの概念などについても内閣府のほうで登録簿なり手引きに記載をしていただければ、非常に使い勝手のよいものになると思いますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○石井座長 ありがとうございます。

○坂本参事官 登録簿については申し上げなかったのですが、それも御相談をいただひいて、前回は議論をしましたけれども、宮城県については個別の施設について住所を書くことはしない方向です。当然ダウンサイジングをやるかどうかはわかりませんが、そういうものにも対応できるような、そういう登録簿の書き方にしていく方向で調整をしているところです。

○本多委員 ありがとうございます。もう一度確認します。ダウンサイジングが可能となる登録簿の記載ということですね。

○坂本参事官 その方向でやっております。

○石井座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 主婦連合会、藤野でございます。

前回の要望に対し、コンセッション方式導入に期待される効果等をしっかり書き込んでいただき、ありがとうございます。

その上で、私ども需用者というか消費者、住民が心配していることの一つに「水道事業が売り渡される」という言葉がございます。今回、運営権対価のことをしっかり書いていただひいておりまして、55 ページに「運営権対価の使途」も書き込んでいただひいています。

また今、本多委員から御質問があったと思ひますが、コンセッション方式を導入したときに、この運営権対価が発生するのは当然のことかと思ひますけれども、それが売り渡されるような認識にならないよう、ここに書いていただひいているように、この水道事業がよりよくなる方向に使われ、また、私どもが負担すべき費用が抑えられる方向に使われることが、もう少しわかるように書く方法はないのかということで、55 ページの 13 行目で「期待できる」という終わり方なのですけれども、そのあたりが少し気になっています。

あくまでも、ここにしっかり書いていただいたようにメリットがある場合に、議会の議決を経て自治体が判断して導入することであり、メリットがない場合は導入されないこともはっきり書いていただいていますので、私ども住民がこのことに対して大きな懸念を抱かない方向で進んでいくことになると思います。それにはその対価の用い方は、売り渡されるような認識を受けないような書きぶりを、実際の内容もそうなのですけれども、更に御検討いただきたいと要望いたします。

以上でございます。

○石井座長 ありがとうございます。事務局、いかがでございますでしょうか。

○草川室長補佐 御指摘のとおりだと思いますので、そのような誤解が生じないような書きぶりを検討してまいります。

○石井座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。高橋委員、お願いします。

○高橋委員 いろいろ修正をいただいてありがとうございます。よりわかりやすくなったかなと思っておりますけれども、56ページの「契約解除」のところですが、契約の中でも解除の部分は一番つくるのが難しくて内容が難しくなるので、なかなかガイドラインで書くのは大変だなと思うのですけれども、何点かコメントをさしあげたいと思います。

1つ目は57ページのところで「履行保証保険」とか「契約保証金」という言葉が出てくるのですけれども、引用されている内閣府の契約に関するガイドラインにはもちろん記載があるわけですが、内閣府の契約に関するガイドラインは、別にコンセッション専用のガイドラインではなくて、従来型のサービス購入型、BT0とかそういうタイプの広くPFI全般のいろいろな類型のものに対して比較的共通するものについてのガイドラインを書かれていると理解しているので、何でも単純に引っ張ってしまえばいいということにはならないと、まず大前提として御理解いただく必要があると思います。

その上で、おそらく契約保証金はコンセッションの場合は取っていないのではないかなと思っておりまして、これは今の記載ぶりですと「実施契約に規定される」と断言してしまっているのですけれども、そんなことはないのかなと思います。

運営権のガイドラインの中にも、新しく施設をつくってから運営権を設定するタイプのプロジェクトの場合には、つくる部分は運営権と関係ないので、そこについては工事と一緒に契約保証金を取りましょうという記載はあるのですけれども、現状で想定しているのは既存の施設のコンセッションなので、契約保証金の納

付が必ず絶対の条件になるかという点、そんなことはないので、その辺の記載ぶりは御検討いただく必要があると思います。

それから、57ページの「2）水道事業者等の帰責事由による契約解除」の17行目ですけれども、任意解除の規定なのですが、これもガイドラインの記載を引用されていて、従来型のサービス購入型のPFIなどだと、比較的昔から任意解除の規定が入っていた例が多いとは認識しているのですが、コンセッションの場合には、運営権を導入したPFI法の改正の中で、公益目的による運営権の取り消しがもともと導入されていて、そういうものがなかった昔のPFIとはちょっと状況が違っているということです。

あと、もう一つ申し上げますと、民間企業から見て任意解除権は割と評判が悪いです。間口がものすごく広く書いてあるように読めてしまって、ある日突然やめるからと言われてしまうと、長期で事業をやろうと思っている人たちからすると、とても先行きが不安定で、それだと安心してしっかり取り組めませんということがあつたりするので「通例である」という記載がありますが、これはおそらく従来型のPFIも含んで通例であるという書き方だと思います。

コンセッションの場合は、事業リスクをよりとっていただく形で事業をやるとなると、公益目的取消がある中でさらに任意解除までつけ加えるかどうかは、通例だと言ってしまうとちょっと強過ぎるところはあると思います。もちろん自治体の御判断でいろいろなパターンがあるとは思いますが、そこら辺の表現ぶりは御検討いただいたほうがいいと思っております。これが2点目です。

あと、3点目は細かい話なので記載ぶりについてコメントを別途さしあげようと思っているのですが、運営権対価の過払い分の話です。これは必ずしも水道事業者側の帰責事由のときだけ過払い金を返すという形にはなっていないで、運営権ガイドラインでもそれ以外の場合でも過払い金を返すことが、絶対だとは書いてないですけれども、それは十分考えられると書いてあると思います。その辺の記載ぶりは、この場合に限定しているような記載ぶりは避けたほうがいいのかなと思っていますので、そこは別途コメントをさしあげようと思っています。

最後は、解除に関してはコンセッション特有の議論なのですが、経営環境の外部の環境がものすごく変わってしまったときは、事業をやめる権利を持つというのがあってもいいではないかという議論があります。多くの場合は、それは不可抗力と事例が重なるのですが、重ならないものもあつたりします。不可抗力は災害とか、事故とかを想定しているのですが、例えばハイパーインフレみたいな話とか、そういうものは災害ではないので別に不可抗力ではないのです。

ただ、事業の経営環境が大きく変わってしまうとか、そういう場合に最初に考えていた事業の前提と経営環境が大きく変わってしまった場合、少しぐらい変わることは経営していくことなので自分でやりくりしなさいという話なのですが、それが余りにも大きく変わってしまった場合に、最初の前提とは余りにも前提が変

わってしまったので、契約の見直しをするのか、あるいはやめるのかのようなところも議論になり得るところです。

解除の際の検討すべき事項という意味で言うと、そういうことに対する検討もあってもいいのではないかなと思いますので、完全に独立した同等の項目として書くほどでもないと思いつつ、留意事項的なところで何かそういうケースについてどう考えるのかは、言及されてもいいと思います。

あと、58 ページの不可抗力の場合の解除の話で 13 行目です。ここも微妙なのですけれども、同じような理由で解除できる人が「水道事業者等」と言っているのは民間事業者を含んでいないですね。

○是澤課長 これは含んでおりません。

○高橋委員 これもまた、自治体側からしか解除ができないのが本当にいいのかという議論があって、やはり状況が余りにも変わってしまった場合に、協議は必ずするとしても、最後は公共側が解除権を単独で行使する以外に民間側から行使できないのですかというのが、これはよくコンセッションの契約交渉でも議論になるところではあるので、そこも決め打ちしない形の書き方を御検討いただけるといいと思います。

あと最後に 1 つだけ、表現の話なので細かいですけれども、22 ページの 1 行目の「名乗りをあげてほしい」という記載、多分これは私が自分で言った言葉のような気もしているので、直してくださいと言うのは恐縮ですけれども「より多くの民間事業者に公募手続に参画いただく」という感じの表現に直していただいたほうがいいと思いますので、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○石井座長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうからお答えをお願いします。

○富田専門官 御指摘、ありがとうございます。

従来型の PFI を前提にしたような書きぶりに関しては、このコンセッションに合った書きぶりになるように検討してまいりたいと思います。

また、契約保証金に関しても、これも先行するコンセッションの事例とかを参考にしながら、書きぶりについて検討してまいりたいと思っております。

また、運営権対価の過払い分についても、これも水道事業者等の帰責事由による場合だけではなくて、ほかのところにも記載するようにしてまいりたいと考えております。

最後に、不可抗力に関するところは内閣府から公表されているガイドラインに沿

って書いてはいるものの、そういった御指摘もあることを踏まえまして、どこまで対応できるかどうかについても、あわせて検討してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○石井座長 あと、22 ページの一番上も、ちょっと書きぶりは確かにおっしゃるとおりです。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。與三本委員、お願いいたします。

○與三本委員 確認でございます。44 ページ目、先ほどガイドラインのほうで足立委員からお話がありました人員確保に関連する部分でございますけれども、選定事業者の位置づけが、出資を伴う SPG の構成企業だけなのか、それだけではなく管工事とかも含めて地域全体の実施体制の部分、資料の中でも「全体」というような言葉も使われている部分もありますので、そういったところを入れた形での選定事業者という位置づけなのかということの確認が1点でございます。

もう一点は、73 ページ目でございます。これも先ほど足立委員からお話がありました会計処理とも同じように選定の中で、例えば宮城県のように上下水、工業用水とかほかの事業をやる場合に、当然一緒に選定は入るのでしょうかけれども、契約そのものは恐らくは別になるのではあるかと思っておりますので、その辺がどこかにわかるような書き方のほうがいいのかなと思ったのが2点目でございます。

あと最後、3点目でございます。85 ページのところ運営権の取り消しが書いてあるのですが、法律には許可の取り消しという項目はないのですが、運営権を取り消された場合に、許可はどのような状況になっているのかがわからないかなと思っておりますので、その辺の文言があったほうがいいのかなと思っておりますので、対応していただければと思います。

以上でございます。

○石井座長 ありがとうございます。今、與三本委員のほうから3点ほど御指摘がありましたけれども、いかがでしょう。

○草川室長補佐 まず1つ目の選定事業者については、構成企業を念頭に置いておりました。協力企業は含めておりません。

2つ目については検討させていただきます。

○水野課長補佐 最後の御質問の御趣旨をもう一度御確認させていただければと思います。

○與三本委員 運営権を実施する場合には、厚生労働大臣の許可が必要と規定され

ています。85 ページのところでは取り消しという部分があったときに、運営権としては取り消されるのですけれども、出した許可自身はどうなるのですかということですか。

○水野課長補佐 許可があって初めて運営権が設定されることになります。許可を取り消すという行為は、あくまで設定のための行為なので、当然その運営権が取り消しになれば許可はなくなるという概念は特にはないと思います。

○與三本委員 認可の場合には、認可の取り消しが当然あって、許可の場合は今のところ法律にも書かれていない部分ではあるのですけれども、同じように考えるとなくなったらというのがあったので質問しました。

○是澤課長 運営権を取り消すことによって、水道事業体は運営を任せる人がいなくなっている状態の水道事業体に戻る、もともと水道事業の認可を受けた地方自治体の姿に戻っているわけでありまして、その状態で水道事業を継続することになるという整理かだと思います。

○與三本委員 許可事業が運営権の取り消しによりどういう位置づけになるかという確認です。

○水野課長補佐 許可というのは一度きりの行為であって、それが継続することでは必ずしもありません。先ほど水道課長から御説明したように、運営権の取り消しがなされた場合には、水道事業は地方自治体に再度運営が戻ることになります。

○石井座長 ここも先ほどの認可取り消しもありますので、事務局のほうで調べていただいて、運営権の取り消しのときに許可を法令に基づいて出したときの厚生労働大臣の許可がどのような形で消滅するのかという、連動していればそれは問題ないのですけれども、そこも要するに何かエビデンスを調べていただければと思います。

○水野課長補佐 わかりました。

○石井座長 よろしく申し上げます。ほかにございますでしょうか。足立委員、お願いします。

○足立委員 検討会での意見を色々と反映いただいたり、構成とかも工夫して案をつくっていただいてありがとうございます。

ちょっと細かいところで1点だけで、先ほども少し話題になりました、55ページの「運営権対価の使途」のところについてです。11～13行目の前半部分と、その帰結としての後半部分について、必ずしも論理的にダイレクトにつながってこないのではないのでしょうか。一般的には、対価の充当によって、というよりは、コンセッションに取り組むこと自体によって、後半部分に書いてある料金上昇幅の抑制とか一般会計負担の削減に寄与する、ということではないかと思えます。

この辺の記載内容は、やはり先ほども御指摘があったようにすごくデリケートで重要なところだと思うので、「運営権対価をこのように活用することでこのような効果が期待できる」「このようなことを通じて料金上昇幅の抑制や一般会計負担の削減につながる」などと、なるべくわかりやすく一般の方々にも正確に伝わるような形で書いていただければと思います。

以上です。

○石井座長 ありがとうございます。その辺はよく御配慮いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ほかにございますでしょうか。滝沢委員、お願いします。

○滝沢委員 先ほどガイドラインのほうでお話しさせていただいたモニタリングの後の件なのですが、私は見落としていたのかもしれませんが、87ページの留意事項の3番目のところにモニタリングを実施することがここにも書いてありまして、その後にモニタリングの結果、要求水準未達等の事態が明らかになった場合について、ここに追記で記載されておりましたので、ここに書いてあるという気がいたします。

ただ、必要な指示等を行うということによろしいのかもしれませんが、現実的には指示だけでは、そもそも帰責事由として要求水準を達成するのがなぜ難しくなったかというようないろいろな事由が出てくると、現実的には必ずしも指示だけではなくなる場合もあると思います。記載としてはここにあることがわかりました。

○石井座長 ありがとうございます。指示だけですよと言われっぱなし、聞きっぱなしという懸念は当然残ると思いますので、事務局の方で再度検討をよろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。先ほど藤野委員、また、足立委員からも御指摘いただいたようにコンセッション導入に際しましては、水道法改正の際の最後の時期の議論がマスコミ等でいろいろ報道されましたので、この手引きの中にも、民営化の一手段ではないことをはっきり書いてありますが、もっと丁寧に説明することも必要であると思われれます。

やはり運営権のところは藤野委員からも御指摘があり、また、足立委員からもありましたように、丁寧に運営権を設定する意味、そして対価の使途、この中にも書いてありますが分厚いものです。従って、事業基盤の強化というか、経営基盤の強化に役立てることを、中には書いてあるのですけれども、そういうのは中よりも繰り返し述べてもらったほうが、このガイドラインや手引きの改訂版が世の中に出て一般の方々が読むときに、よりわかりやすいのではないかなと委員の皆様からの御指摘を受けて思いました。

そういうことで、委員の皆様から大変貴重な有用な点を御指摘いただきましたので、次回に向けて、今日いただきましたさまざまな御意見をもとに、また事務局、私のほうで再度検討させていただきまして、修正作業を行った上で、次回の検討会で改めて御確認、そしてまた御議論いただきたいと思いますと思っております。

オブザーバーの皆様の方から何かございますでしょうか。国交省からもせっかくでございますので、吉田企画専門官、何かございましたらお願いします。

○吉田企画専門官 検討が進んでいることを感じました。下水道分野については、3月にコンセッション事業の実施に関するガイドラインを公表いたしました。浜松市でコンセッション事業が実施されており、また、須崎市、三浦市等で進んでいきますので、そういったところを支援してまいりたいと思います。ここでの議論につきましては、我々としても勉強させていただいて、よりよいコンセッション事業の実施に向けて、推進していきたいと思っております。

○石井座長 ありがとうございます。それでは全体を通じて、是澤課長、御感想等含めてございますか。

○是澤課長 特にございません。また次回に向けてよく検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○石井座長 ありがとうございます。それでは、最後に議事の(3)「その他」について、事務局から何かございましたら、よろしくお願いいたします。

○草川室長補佐 特にございません。

○石井座長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了となりましたので、事務局に司会をお返ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○草川室長補佐 本日は貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

皆様の御意見を踏まえまして、次回に向けて資料作成を進めさせていただきます。  
なお、本日の検討会の議事録につきましては、前回同様、事務局で案を作成の上、  
構成員の皆様に御確認いただいた後、ホームページで公開いたしますので、御協力  
のほど、よろしくお願いいたします。

また、次回の検討会につきましては、後日御案内いたします。

本日はありがとうございました。

○石井座長 どうもありがとうございました。

(了)